

## 【前回審議会からの修正点】

赤字箇所:11/4 審議会後修正箇所

| 基本計画(11/4 審議会資料) <計画書 p.6>  | 基本計画(1/19 審議会資料) <計画書 p.6>  |
|---|---|
| <p>02 5つの「めざす姿」</p> <p>1.家庭のめざす姿</p> <p>5.市役所のめざす姿</p> <p>2.学校のめざす姿</p> <p>5つの「めざす姿」</p> <p>4.地域のめざす姿</p> <p>3.職場のめざす姿</p> <p>■性別にとらわれず、お互いの生き方を認め合い、家事、育児、介護を協力して行う家庭<br/>■トメスティック・バイオレンスや、あらゆる暴力のない安心な家庭<br/>■お互いの性を尊重し、女性の健康と権利が守られる家庭</p> <p>■児童、生徒をはじめ教職員が性別による役割にしばられず、一人ひとりの個性や能力と人権を大切にする教育を実践する学校<br/>■お互いの性を尊重する学習が、しっかりと行われる学校</p> <p>■採用、賃金、昇進、教育、配置などについて性別による差別がなく、個人の能力と個性が大切にされる職場<br/>■あらゆるハラスメントがなく、男女がそれぞれの人格を認め合って安心して働く職場<br/>■男女が共に、育児や介護しながら仕事と家庭を両立できる職場</p> <p>■性別による役割にしばられず、活動の企画や決定に男女が対等に参画できる地域<br/>■お互いに協力しながら、あらゆるハラスメントや暴力をなくすことに取り組む地域<br/>■防災や環境保全に男女の視点が反映される地域</p> <p>■性別による役割分担や差別が行われないよう気を配りながら、積極的に男女共同参画を進める市役所<br/>■市がお願いする審議会などの委員について、男女の人数が一方に偏らない市役所</p> | <p>02 5つの「めざす姿」</p> <p>1.家庭のめざす姿</p> <p>5.市役所のめざす姿</p> <p>2.学校のめざす姿</p> <p>5つの「めざす姿」</p> <p>4.地域のめざす姿</p> <p>3.職場のめざす姿</p> <p>■性別にとらわれず、お互いの生き方を認め合い、家事、育児、介護を協力して行う家庭<br/>■トメスティック・バイオレンスや、あらゆる暴力のない安心な家庭<br/>■お互いの性を尊重し、女性の健康と権利が守られる家庭</p> <p>■児童、生徒をはじめ教職員が性別による役割にしばられず、一人ひとりの個性や能力と人権を大切にする教育を実践する学校<br/>■お互いの性を尊重する学習が、しっかりと行われる学校</p> <p>■採用、賃金、昇進、教育、配置などについて性別による差別がなく、個人の能力と個性が大切にされる職場<br/>■あらゆるハラスメントがなく、男女がそれぞれの人格を認め合って安心して働く職場<br/>■男女が共に、育児や介護しながら仕事と家庭を両立できる職場</p> <p>■性別による役割にしばられず、活動の企画や決定に男女が対等に参画できる地域<br/>■お互いに協力しながら、あらゆるハラスメントや暴力をなくすことに取り組む地域<br/>■防災や環境保全に男女の視点が反映される地域</p> <p>■性別による役割分担や差別が行われないよう気を配りながら、積極的に男女共同参画を進める市役所<br/>■市がお願いする審議会などの委員について、男女の人数が一方に偏らない市役所</p> |

## 基本計画(11/4 審議会資料) <計画書 p.9>

### 04 計画の内容

#### 基本目標 I 男女の人権の尊重

男女が共同して社会づくりをする基本は、お互いの人権の尊重です。憲法で保障する人権が、実際に尊重される社会となるよう啓発や相談体制を充実させます。

##### 1 性別による差別やあらゆる暴力の根絶

家庭や職場、学校、地域などいろいろな場所で、性別による差別や暴力をなくすように、啓発活動や相談体制の充実に努めます。

###### 取り組み① 啓発活動を充実させます

性別による差別や暴力をなくし、憲法で保障する人権が守られる多様な媒体の活用や道や関係機関・団体における取組状況等について情報収集を行うなど啓発に努め、差別や暴力の根絶をめざします。

###### 取り組み② 相談体制を充実させます

ホームページでの情報提供のほか、電話相談などの相談窓口を着せ付けるとともに、相談員の能力向上と関係機関との連携を強化して女性の人権を守ります。

##### 2 男女共同参画の視点に基づいた意識づくり

男女が、お互いの人権を尊重し、だれもが協力しあえるようになるためには、毎日接する情報が大切です。市が発行する広報誌をはじめ様々な情報が男女共同参画の視点でつくられるように、啓発に努めます。

###### 取り組み① 男女共同参画の視点に基づいた広報活動を進めます

広報誌や出前講座、ホームページなど様々な方法で啓発に努めます。市が作成する文書は、常に、男女の人権の尊重と男女共同参画に配慮するよう努めます。

###### 取り組み② メディアにおける人権を尊重した表現への啓発を行います

メディアに対し、女性への暴力を容認したり、誘引したりするような表現にならないよう、また、男女ともに人権を侵害しないような表現への配慮を求めていきます。

## 基本計画(1/19 審議会資料) <計画書 p.9>

### 04 計画の内容

#### 基本目標 I 男女の人権の尊重

男女が共同して社会づくりをする基本は、お互いの人権の尊重です。憲法で保障する人権が、実際に尊重される社会となるよう啓発や相談体制を充実させます。

##### 1 性別による差別やあらゆる暴力の根絶

家庭や職場、学校、地域などいろいろな場所で、性別による差別や暴力をなくすように、啓発活動や相談体制の充実に努めます。

###### 取り組み① 啓発活動を充実させます

性別による差別や暴力をなくし、憲法で保障する人権が守られる多様な媒体の活用や道や関係機関・団体における取組状況等について情報収集を行うなど啓発に努め、差別や暴力の根絶をめざします。

###### 取り組み② 相談体制を充実させます

ホームページでの情報提供のほか、電話相談などの相談窓口を開設するとともに、相談員の資質向上と関係機関との連携を強化して男女の人権を守ります。

##### 2 男女共同参画の視点に基づいた意識づくり

男女が、お互いの人権を尊重し、だれもが協力しあえるようになるためには、毎日接する情報が大切です。市が発行する広報誌をはじめ様々な情報が男女共同参画の視点でつくられるように、啓発に努めます。

###### 取り組み① 男女共同参画の視点に基づいた広報活動を進めます

広報誌や出前講座、ホームページなど様々な方法で啓発に努めます。市が作成する文書は、常に、男女の人権の尊重と男女共同参画に配慮するよう努めます。

###### 取り組み② メディアにおける人権を尊重した表現への啓発を行います

メディアに対し、女性への暴力を容認したり、誘引したりするような表現にならないよう、また、男女ともに人権を侵害しないような表現への配慮を求めていきます。

## 基本計画(11/4 審議会資料) <計画書 p.10>

### 基本目標 II 男女が平等に社会参加するための環境づくり

男女が本当に平等な社会をつくるためには、女性も公的な政策決定の場で発言するとともに、経済的にも自立できる力をつけて社会参加することが大切です。意欲のある女性が社会参加しやすい環境づくりをします。

#### 1 政策・方針決定過程等への女性の参画拡大

政策や方針の企画や決定に女性も参加することができるよう、市の審議会等の委員や女性職員の登用に努めます。

##### 取り組み① 審議会等の委員へ女性を登用します

登用率の目標値を設定し、審議会等の選出基準の見直しをします。

##### 取り組み② 女性職員を登用します

女性職員が活躍しやすい環境づくりを進めるチームへの参加や昇任試験の出願を奨励します。

#### 2 就業における男女共同参画を促進するための環境づくり

男女が平等に能力を発揮し、評価され、共に働きやすい環境をつくるとともに、女性がもっと積極的に職場へ進出する意欲がもてるよう、就業機会の拡大に努めます。

##### 取り組み① 雇用の場における男女均等な機会と待遇の確保を進めます

雇用の場において、男女が均等な機会と待遇を受けることができるよう、パート社員を含む労働条件の調査を行います。また、雇用者と労働者の双方に男女平等・機会均等の啓発を行います。さらに、主として農業に従事している女性を対象に研修を行ったり、家族経営協定の締結などを促進します。

##### 取り組み② 男女が働きやすい就労環境づくりを進めます

男性も女性も、安心して働くには、業務の効率化やコミュニケーションの活性化など、職場と家庭が両立しやすい環境の整備が大切です。男女ともに育児休暇や介護休暇が取得しやすい環境を整備するほか、あらゆるハラスメントの防止など男女が安心して働くように、雇用者と労働者の双方に情報を提供し、啓発に努めます。

##### 取り組み③ 女性の働く意識の向上と就業機会の拡大を進めます

家庭にいる女性が職につきたくても職業経験や技術、知識の欠如などにより、希望する職がなかなか見つかりません。また、女性のライフイベントに関わりなく意欲のある者が働けるように女性からの相談に応じて、求人情報を提供するとともに、労働に関する諸制度や再就労前研修などの支援制度についての情報を提供します。また、転職や起業を希望している女性に対しても情報を提供します。

## 基本計画(1/19 審議会資料) <計画書 p.10>

### 基本目標 II 男女が平等に社会参加するための環境づくり

男女が本当に平等な社会をつくるためには、女性も公的な政策決定の場で発言するとともに、経済的にも自立できる力をつけて社会参加することが大切です。意欲のある女性が社会参加しやすい環境づくりをします。

#### 1 政策・方針決定過程等への女性の参画拡大

政策や方針の企画や決定に女性も参加することができるよう、市の審議会等の委員や女性職員の登用に努めます。

##### 取り組み① 審議会等の委員へ女性を登用します

登用率の目標値を設定し、審議会等の選出基準の見直しをします。

##### 取り組み② 女性職員を登用します

女性職員が活躍しやすい職場環境づくりを進めていきます。

#### 2 就業における男女共同参画を促進するための環境づくり

男女が平等に能力を発揮し、評価され、共に働きやすい環境をつくるとともに、女性が積極的に職場へ進出する意欲がもてるよう、就業機会の拡大に努めます。

##### 取り組み① 雇用の場における男女均等な機会と待遇の確保を進めます

雇用の場において、男女が均等な機会と待遇を受けることができるよう、パート社員を含む労働条件の調査を行います。また、雇用者と労働者の双方に男女平等・機会均等の啓発を行います。さらに、主として農業に従事している女性を対象に研修を行ったり、家族経営協定の締結などを促進します。

##### 取り組み② 男女が働きやすい就労環境づくりを進めます

男性も女性も、安心して働くには、業務の効率化やコミュニケーションの活性化など、農業と家庭が両立しやすい環境の整備が大切です。男女ともに育児休暇や介護休暇が取得しやすい環境を整備するほか、あらゆるハラスメントの防止など男女が安心して働くように、雇用者と労働者の双方に情報を提供し、啓発に努めます。

##### 取り組み③ 女性の働く意識の向上と就業機会の拡大を進めます

家庭にいる女性が職につきたくても職業経験や技術、知識の欠如などにより、希望する職がなかなか見つかりません。また、女性のライフイベントに関わりなく意欲のある者が働けるように女性からの相談に応じて、求人情報を提供するとともに、労働に関する諸制度や再就労前研修などの支援制度についての情報を提供します。また、転職や起業を希望している女性に対しても情報を提供します。

## 基本計画(11/4 審議会資料) <計画書 p.12>

### 3 地域社会における男女共同参画の推進

地域社会では、世代や価値観の異なる人々が互いに支えあって活動しています。男女の差別なく地域コミュニティ活動が進められるように努めます。

#### 取り組み① 地域コミュニティ活動における男女平等と男女が共に参加することを促進します

男女共同参画について地域として取り組み、男女が平等に、性別による役割分担にしばられず、自ら進んで活動ができる地域社会づくりをめざします。

### 4 防災分野・防災現場への参画推進

過去の震災被害から浮かび上がった女性をめぐる諸問題の解決だけでなく、性別や年齢を問わず、あらゆる事態に対応できる防災対策と防災意識の啓発を実施します。

#### 取り組み① 防災意識向上の学習機会を提供します

日々における防災に関する意識と知識が、緊急時にどう行動すべきかに繋がります。そのための知識と普及と学習機会の提供に努めます。

#### 取り組み② 防災分野での女性の人材登用を進めます

女性をめぐる諸問題の解決のため、地域における防災現場への人材の配置や、企画・決定過程での女性の参加を推進します。

### 5 環境分野への啓発と参画の推進

地球環境への負荷がより小さくなるよう環境分野における意識啓発と、男女の積極的な参画に努めます。

#### 取り組み① 環境保全に関する情報を提供します

一人ひとりのライフスタイルを変えることにより、環境への負荷が小さいものへと変わるといわれています。こうした環境保全に関する情報や交流の場の提供と啓発に努めます。

### 6 貧困など生活上の困難を抱える女性への支援

生活困窮や性暴力など女性をめぐる問題が多様化、複合化していることから、あらゆる女性への支援体制の構築に努めます。

#### 取り組み① 様々な不安を抱える女性への支援をします

様々な要因により、不安を抱える方への居場所の提供や社会へのつながりをはじめ、孤独・孤立状態の解消を図ります。

## 基本計画(1/19 審議会資料) <計画書 p.12>

### 3 地域社会における男女共同参画の推進

地域社会では、世代や価値観の異なる人々が互いに支えあって活動しています。男女の差別なく地域コミュニティ活動が進められるように努めます。

#### 取り組み① 地域コミュニティ活動における男女平等と男女が共に参加することを促進します

男女共同参画について地域として取り組み、男女が平等に、性別による役割分担にしばられず、自ら進んで活動ができる地域社会づくりをめざします。

### 4 防災分野・防災現場への参画推進

過去の震災被害から浮かび上がった女性をめぐる諸問題の解決だけでなく、性別や年齢を問わず、あらゆる事態に対応できる防災対策と防災意識の啓発を実施します。

#### 取り組み① 防災意識向上の学習機会を提供します

日々における防災に関する意識と知識が、緊急時にどう行動すべきかに繋がります。そのための知識と普及と学習機会の提供に努めます。

#### 取り組み② 防災分野での女性の人材登用を進めます

女性をめぐる諸問題の解決のため、地域における防災現場への人材の配置や、企画・決定過程での女性の参加を推進します。

### 5 環境分野への啓発と参画の推進

地球環境への負荷がより小さくなるよう環境分野における意識啓発と、男女の積極的な参画に努めます。

#### 取り組み① 環境保全に関する情報を提供します

一人ひとりのライフスタイルを変えることにより、環境への負荷が小さいものへと変わるといわれています。こうした環境保全に関する情報や交流の場の提供と啓発に努めます。

### 6 貧困など生活上の困難を抱える女性への支援

生活困窮や性暴力など女性をめぐる問題が多様化、複合化していることから、あらゆる女性への支援体制の構築に努めます。

#### 取り組み① 様々な不安を抱える女性への支援をします

様々な要因により、生活上に不安を抱える女性に対し、相談窓口の設置・周知や居場所づくりなど個々の状況に応じた支援を実施します。

## 基本計画(11/4 審議会資料) <計画書 p.13>

### 基本目標 IV 男女共同参画の視点に基づく教育・学習の充実

人々の意識や行動の多くは、教育や学習によって形成されます。男女の固定的な性別役割分担意識を解消し、家庭、学校、社会のいずれの場においても、主体的な生き方ができるよう男女共同参画の視点に基づく教育・学習を充実させます。

#### 1 家庭における男女共同参画教育・学習の推進

性別による男女の役割分担意識は、子どもの成長過程で家庭環境によって作られる部分が大きいことから、幼児期から家族一人ひとりの人権を認め合い、自立意識を培育するため、保護者に対して啓発、学習機会の充実を図ります。

##### 取り組み① 従来からの男性重視の家族制度にとらわれない家庭環境の重要性について啓発します

広報誌、ホームページへの掲載、各種パンフレット等多様な媒体を有効に活用するとともに、市や団体が行う家庭教育に関する教育、学習の機会を通じて広く市民に男女共同参加の視点に立った家庭環境づくりを啓発します。

##### 取り組み② 家事や子育て、介護は、男女が平等に共同して担う意識を醸成させます

子育てや介護などに関する学習会等を開催し、男女が平等に共同して家事、子育て、介護を担う意識を醸成します。

##### 取り組み③ 男女共同参画の視点に基づいた家庭教育に関する学習機会を提供します

市と団体の連携による家庭教育講演会や家庭教育セミナー、健康学習会等の開催のほか、電話相談や家庭児童相談室等相談体制の一層の充実を図ります。

#### 2 学校における男女共同参画教育・学習の推進

学校は、家庭や地域と共に子どもの価値観や社会的規範などの人格形成に大きな役割を担っており、より一層男女平等観に立った教育の実践が図られるよう努めます。

##### 取り組み① 男女共同参画に関する教職員の研修機会を充実させます

学校教育に携わる教職員や関係者に対して、命や人権の尊重、男女共同参画社会に関する資料の提供や研修の機会を設け、意識の高揚を図ります。

##### 取り組み② 子育てや介護など、男女が平等に共同して担う視点からの教育を進めます

課程を取り巻く環境の変化に対応し、男女が共同参画して家庭を築いていくという視点から、家庭科をはじめとする各教科や道徳、特別活動の中で指導の充実を図ります。

## 基本計画(1/19 審議会資料) <計画書 p.13>

### 基本目標 IV 男女共同参画の視点に基づく教育・学習の充実

人々の意識や行動の多くは、教育や学習によって形成されます。男女の固定的な性別役割分担意識を解消し、家庭、学校、社会のいずれの場においても、主体的な生き方ができるよう男女共同参画の視点に基づく教育・学習を充実させます。

#### 1 家庭における男女共同参画教育・学習の推進

性別による男女の役割分担意識は、子どもの成長過程で家庭環境によって作られる部分が大きいことから、幼児期から家族一人ひとりの人権を認め合い、自立意識を培育するため、保護者に対して啓発、学習機会の充実を図ります。

##### 取り組み① 従来からの男性重視の家族制度にとらわれない家庭環境の重要性について啓発します

広報誌、ホームページへの掲載、各種パンフレット等多様な媒体を有効に活用するとともに、市や団体が行う家庭教育に関する教育、学習の機会を通じて広く市民に男女共同参加の視点に立った家庭環境づくりを啓発します。

##### 取り組み② 家事や子育て、介護は、男女が平等に共同して担う意識を醸成させます

子育てや介護などに関する学習会等を開催し、男女が平等に共同して家事、子育て、介護を担う意識を醸成します。

##### 取り組み③ 男女共同参画の視点に基づいた家庭教育に関する学習機会を提供します

市と団体の連携による家庭教育講演会や家庭教育セミナー、健康学習会等の開催のほか、電話相談など相談体制の一層の充実を図ります。

#### 2 学校における男女共同参画教育・学習の推進

学校は、家庭や地域と共に子どもの価値観や社会的規範などの人格形成に大きな役割を担っており、より一層男女平等観に立った教育の実践が図られるよう努めます。

##### 取り組み① 男女共同参画に関する教職員の研修機会を充実させます

学校教育に携わる教職員や関係者に対して、命や人権の尊重、男女共同参画社会に関する資料の提供や研修の機会を設け、意識の高揚を図ります。

##### 取り組み② 子育てや介護など、男女が平等に共同して担う視点からの教育を進めます

課程を取り巻く環境の変化に対応し、男女が共同参画して家庭を築いていくという視点から、家庭科をはじめとする各教科や道徳、特別活動の中で指導の充実を図ります。

## 基本計画(11/4 審議会資料) <計画書 p.15>

### 基本目標 V 生涯にわたる健康の支援

男女が安心して暮らしていくためには、心身ともに健康であることが重要であり、健康に関する意識を高めていくことが必要です。

特に、女性は妊娠や出産に関わる身体機能があることに伴い、生涯を通じて様々な健康課題を生じることがあります。女性が心身共に健康に過ごせるよう「性と生殖に関する健康と権利」に関する意識の向上を図るとともに、生涯を通じた健康づくりを支援する環境を整備します。

#### 1 性と生殖について、その健康と自由に選択する権利の普及

女性が、妊娠や出産などの選択を自己決定できるように、「性と生殖に関する健康と権利」の考え方を普及させるように努めます。

##### 取り組み① 普及のための啓発と情報提供を行います

「性と生殖に関する健康と権利」に関する正しい理解と認識を深めるための講習会等の開催やリーフレット等を作成し、普及啓発、情報提供に努めます。

##### 取り組み② 性と生殖について、その健康と自由に選択する権利の教育を進めます

避妊、中絶、性感染症の予防などに関する正確な知識や情報の提供を行うとともに、男女が対等で安全な性関係を保てるよう性教育や学習機会の充実を図ります。

#### 2 ライフステージに応じた健康づくりの推進

女性は、妊娠や出産の機能からもたらされる特有の健康課題を心身に多く生じます。そのため、男女それぞれのライフステージに応じた健康づくり支援と相互理解に努めます。

##### 取り組み① 妊娠・出産期、子育て期における健康づくりを支援します

妊娠や出産に伴う心身の変化やこれからの子育てに関する不安や相談に応じられるよう妊娠健康相談の体制を充実させます。

妊娠・両親教室を開催し、妊娠・出産に関する知識や情報の提供を行います。

##### 取り組み② 成人・高齢期における健康づくりを支援します

健康診査や乳がん、子宮がん、胃がん、大腸がん、肺がんの検診体制の充実を図ります。

生活習慣病や更年期障害など心身の健康に関する学習機会の充実を図ります。女性特有の健康課題のほか、さまざまな健康課題に対応できる相談・情報提供体制を整備します。

## 基本計画(1/19 審議会資料) <計画書 p.15>

### 基本目標 V 生涯にわたる健康の支援

男女が安心して暮らしていくためには、心身ともに健康であることが重要であり、健康に関する意識を高めていくことが必要です。

特に、女性は妊娠や出産に関わる身体機能があることに伴い、生涯を通じて様々な健康課題を生じることがあります。女性が心身共に健康に過ごせるよう「性と生殖に関する健康と権利」に関する意識の向上を図るとともに、生涯を通じた健康づくりを支援する環境を整備します。

#### 1 性と生殖について、その健康と自由に選択する権利の普及

女性が、妊娠や出産などの選択を自己決定できるように、「性と生殖に関する健康と権利」の考え方を普及させるように努めます。

##### 取り組み① 普及のための啓発と情報提供を行います

「性と生殖に関する健康と権利」に関する正しい理解と認識を深めるための講習会等の開催やリーフレット等を作成し、普及啓発、情報提供に努めます。

##### 取り組み② 性と生殖について、その健康と自由に選択する権利の教育を進めます

避妊、中絶、性感染症の予防などに関する正確な知識や情報の提供を行うとともに、男女が対等で安全な性関係を保てるよう性教育や学習機会の充実を図ります。

#### 2 ライフステージに応じた健康づくりの推進

女性は、妊娠や出産の機能からもたらされる特有の健康課題を心身に多く生じます。そのため、男女それぞれのライフステージに応じた健康づくり支援と相互理解に努めます。

##### 取り組み① 妊娠・出産期、子育て期における健康づくりを支援します

妊娠や出産に伴う心身の変化やこれからの子育てに関する不安や相談に応じられるよう、妊娠等包括相談支援事業や母子保健事業の体制を充実させます。

##### 取り組み② 成人・高齢期における健康づくりを支援します

健康診査や乳がん、子宮がん、胃がん、大腸がん、肺がんの検診体制の充実を図ります。

生活習慣病や更年期障害など心身の健康に関する学習機会の充実を図ります。女性特有の健康課題のほか、さまざまな健康課題に対応できる相談・情報提供体制を整備します。

## 基本計画(11/4 審議会資料) <計画書 p.31>

### 惠庭市男女共同参画審議会における 基本計画(案)検討の経緯

| 開催年月日               | 主な審議内容等   |
|---------------------|---|
| 令和6年11月8日<br>(2024) | 令和5年度事業実施概要書について<br>市の附属機関における女性登用について<br>審議会等における女性委員登用に向けた取組みについて<br>第3次男女共同参画基本計画策定について<br>(その1/策定日程)    |
| 令和7年1月20日<br>(2025) | 第3次男女共同参画基本計画策定について<br>(その2/アンケート内容など)  |
| 2月21日               | 第3次男女共同参画基本計画策定について<br>(その3/アンケート内容、調査方法など)   |
| 8月6日                | 令和6年度事業実施概要書について<br>市の附属機関における女性登用について<br>審議会等における女性委員登用に向けた取組みについて<br>第3次男女共同参画基本計画策定について<br>(その4/アンケート結果) |
| 10月1日               | 総務文教常任委員会への提出<br>(スケジュール・アンケート結果)   |
| 11月4日               | 第3次男女共同参画基本計画策定について<br>(その5/計画素案)   |
| 令和8年1月●日<br>(2026)  | 第3次男女共同参画基本計画策定について<br>(その6/計画案)  |
| 2月●日                | パブリックコメントについて (意見募集結果/●件)   |
| 2月●日                | 第3次男女共同参画基本計画策定について<br>(その7/計画案の審議・承認)  |
| 3月●日                | 総務文教常任委員会への提出 (計画内容)  |

## 基本計画(1/19 審議会資料) <計画書 p.31>

### 惠庭市男女共同参画審議会における 基本計画(案)検討の経緯

| 開催年月日               | 主な審議内容等   |
|---------------------|---|
| 令和6年11月8日<br>(2024) | 令和5年度事業実施概要書について<br>市の附属機関における女性登用について<br>審議会等における女性委員登用に向けた取組みについて<br>第3次男女共同参画基本計画策定について<br>(その1/策定日程)    |
| 令和7年1月20日<br>(2025) | 第3次男女共同参画基本計画策定について<br>(その2/アンケート内容など)  |
| 2月21日               | 第3次男女共同参画基本計画策定について<br>(その3/アンケート内容、調査方法など)   |
| 8月6日                | 令和6年度事業実施概要書について<br>市の附属機関における女性登用について<br>審議会等における女性委員登用に向けた取組みについて<br>第3次男女共同参画基本計画策定について<br>(その4/アンケート結果) |
| 10月1日               | 総務文教常任委員会への提出<br>(スケジュール・アンケート結果)   |
| 11月4日               | 第3次男女共同参画基本計画策定について<br>(その5/計画素案)   |
| 令和8年1月19日<br>(2026) | 第3次男女共同参画基本計画策定について<br>(その6/計画案)  |
| 2月23日               | パブリックコメントについて (意見募集結果/●件)   |
| 3月11日               | 総務文教常任委員会への提出 (計画内容)  |

### 惠庭市男女共同参画推進本部における 基本計画(案)検討の経緯

| 開催年月日                | 主な審議内容等                                     |
|----------------------|---|
| 令和6年10月21日<br>(2024) | 第3次男女共同参画基本計画策定について<br>(その1/策定日程)           |
| 令和7年3月21日<br>(2025)  | 第3次男女共同参画基本計画策定について<br>(その2/アンケート内容、調査方法など) |
| 7月22日                | 第3次男女共同参画基本計画策定について<br>(その3/アンケート結果)        |
| 12月26日               | 第3次男女共同参画基本計画策定について<br>(その4/計画素案の審議)        |

### 惠庭市男女共同参画推進本部における 基本計画(案)検討の経緯

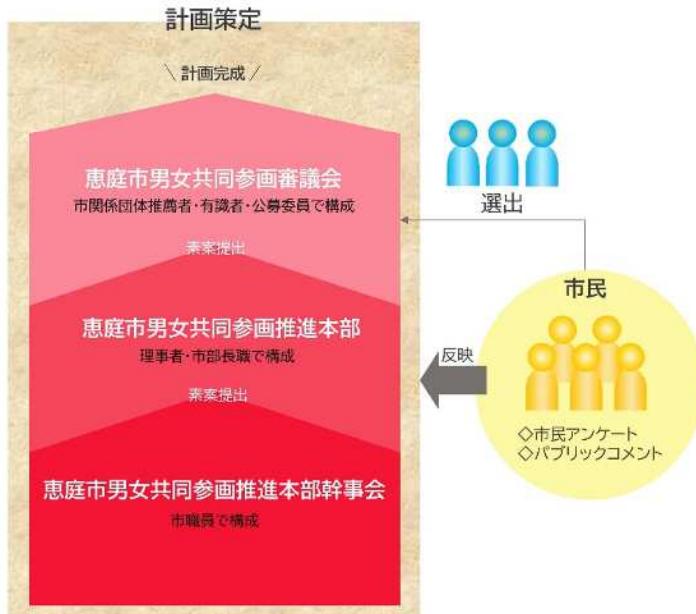
| 開催年月日                | 主な審議内容等                                     |
|----------------------|---|
| 令和6年10月21日<br>(2024) | 第3次男女共同参画基本計画策定について<br>(その1/策定日程)           |
| 令和7年3月21日<br>(2025)  | 第3次男女共同参画基本計画策定について<br>(その2/アンケート内容、調査方法など) |
| 7月22日                | 第3次男女共同参画基本計画策定について<br>(その3/アンケート結果)        |
| 12月26日               | 第3次男女共同参画基本計画策定について<br>(その4/計画素案の審議)        |

## 基本計画(11/4 審議会資料) <計画書 p.32>

### ◎ 恵庭市男女共同参画推進本部幹事会における 基本計画(案)検討の経緯

| 開催年月日                | 主な審議内容等                                     |
|----------------------|---|
| 令和6年10月16日<br>(2024) | 第3次男女共同参画基本計画策定について<br>(その1/策定日程)           |
| 令和7年3月13日<br>(2025)  | 第3次男女共同参画基本計画策定について<br>(その2/アンケート内容、調査方法など) |
| 7月18日                | 第3次男女共同参画基本計画策定について<br>(その3/アンケート結果)        |
| 12月●日                | 第3次男女共同参画基本計画策定について<br>(その4/計画素案の審議)        |

### ◎ 計画策定の体制

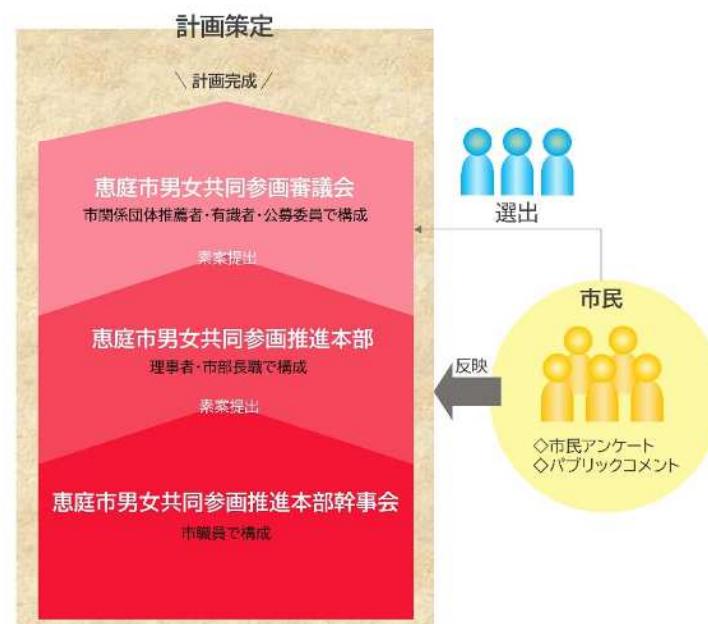


## 基本計画(1/19 審議会資料) <計画書 p.32>

### ◎ 恵庭市男女共同参画推進本部幹事会における 基本計画(案)検討の経緯

| 開催年月日                | 主な審議内容等                                     |
|----------------------|---|
| 令和6年10月16日<br>(2024) | 第3次男女共同参画基本計画策定について<br>(その1/策定日程)           |
| 令和7年3月13日<br>(2025)  | 第3次男女共同参画基本計画策定について<br>(その2/アンケート内容、調査方法など) |
| 7月18日                | 第3次男女共同参画基本計画策定について<br>(その3/アンケート結果)        |
| 12月17日               | 第3次男女共同参画基本計画策定について<br>(その4/計画素案の審議)        |

### ◎ 計画策定の体制



基本計画(11/4 審議会資料) <計画書 p.39>

## 関連資料

1. 恵庭市の男女が平等に暮らすために共に歩む条例 (p.40-p.44)
2. 男女共同参画社会基本法(抄)
3. 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律
4. 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律
5. 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律
6. 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律
7. 北海道男女平等参画推進条例

QR

基本計画(1/19 審議会資料) <計画書 p.39>

## 関連資料

1. 恵庭市の男女が平等に暮らすために共に歩む条例 (p.40-p.44)
2. 男女共同参画社会基本法(抄)
3. 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律
4. 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律
5. 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律
6. 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律
7. 北海道男女平等参画推進条例

QR

※上記二次元バーコードより、関連資料を確認いただけます。  
リンク先:恵庭市ホームページ「男女共同参画関係法令」